

静労発基 0414 第 5 号の 3
平成 29 年 4 月 14 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長

平成 29 年度全国安全週間の周知について（依頼）

労働行政の運営につきまして、平素、格別な御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界における安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、本年度も第 90 回目の全国安全週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」をスローガンに、別添の「平成 29 年度全国安全週間実施要綱」に基づき、6 月 1 日（木）から 6 月 30 日（金）までを準備期間、7 月 1 日（土）から 7 月 7 日（金）までを本週間として、実施いたします。（別添「厚生労働省 報道発表資料」参照）。

静岡県内の平成 28 年の労働災害発生状況は、死亡者数は過去最少の年の平成 25 年と同数の 25 人となり、平成 27 年の 34 人に比べ 9 人（26.5%）減少した一方、休業 4 日以上之死傷者数は 4,157 人となり、平成 27 年の 4,096 人に比べ 61 人（1.5%）増加しました。（別添「労働災害発生状況（平成 28 年）確定値静岡労働局」参照）。

なお、近年すべての業種に共通する転倒災害が増加傾向にあり、平成 21 年以降は連続して転倒災害が事故の型で最多となっています。

この要因としては、熟練労働者の減少と職場に潜む危険要因を察知できない未熟練労働者の増加、基本的な安全管理の取り組みが労働者に徹底されていないことや第三次産業において事業場の安全衛生活動の取り組みが進んでいないことなどが考えられます。

労働災害の防止は事業者の責務ですが、安全活動を効果的に推進するためには労働者の理解と協力が最も重要であり、当局では、全国安全週間を契機に、事業場における安全活動の定着と労働者の安全意識の高揚を図るための取り組みを一層強化するよう呼びかけることとしています。

また、転倒災害防止対策として、昨年から「STOP！転倒災害プロジェクト」を継続し、安全週間の準備月間である 6 月並びに 2 月を重点取り組み期間としているところです（別添「職場の『転倒災害』を防止しましょう!!（静岡労働局）」リーフレット参照）

つきましては、貴職におかれましても、貴団体広報誌やホームページ等に全国安全週間について掲載いただき、広く周知を図って下さいますようお願い申し上げます。また、全国安全週間実施要綱の「9 実施者の実施事項」の各事項が実施されるよう、傘下の会員事業場、関係事業者にご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、広報文例を参考として添付しますので、ご参照ください。

【参照】 静岡労働局ホームページ <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>